

《研究ノート》

ホメオパシー協会における治療者

—1880年代から1920年代のヴァンゲン・ホメオパシー協会の活動を例に—

服 部 伸

本研究は、労働者や職人が居住する地域におけるホメオパシー協会の活動記録の分析から、彼らがどのようにして自分たちの健康を守っていかうとしたのかを明らかにする。彼らはホメオパシー治療を行う医師の治療を望んでいたが、費用などの条件が整わず、無資格治療師である会員の治療を受けた。しかし、同時に、正統医学の医師の診療を併用することもあり、治療の専門家としての医師の能力を肯定していたのである。

1 はじめに

本稿は、帝政期からヴァイマル期のドイツにおいて、主として労働者や職人が居住する都市の一地区において、ホメオパシー医療を信奉する住民が、地域社会の中で行っていた健康を守るための活動を、この地区にあったホメオパシー協会の活動記録から読み取り、一事例を示すものである。その際、とくに治療者のあり方に着目する。

19世紀から20世紀への転換期には、ドイツでは医師の専門職としての地位が確立し、医療や衛生分野における医師の発言力が高まり、治療の専門家として広く社会に認知されるようになった¹⁾。彼らは大学で教育を受けた知的エリートたる教養市民であり、学歴社会の中で社会的な権威でもあった。しかし、労働者の手記などを調査したフレーフェルトによると、農村出身の工場労働者は、疾病保険を利用した治療機会が与えられていたにもかかわらず、疾病観の違いから医師による治療を「いかさま」として避けるようになり、疾病によっては、呪術的なものも含めた伝統的な民間療法に舞い戻ることもあった²⁾。

さらに、疾病保険が適用されたのは労働者本人だけであり、その家族は疾病保険のセイフティーネットから外れていたため、労働者家族は近代医学の枠外での治療に頼らざるを得なかった。馬場わかかなによると、こうした状況に対応して、帝政期ドイツの大都

市では民間主導のさまざまな医療や福祉システムが整備されたが³⁾、こうした活動の効果は限定的だった。

フレーフェルトは、労働者とその家族は、近代医学への不信感や疾病保険制度の不備によって、ホメオパシーや自然療法などの非正統医療によるケアを受けたり、自己治療を行ったと主張する。とくに、多くの労働者はホメオパシーの協会に加入し、疾病のさいには会員同士が助け合ってホメオパシー治療薬を使って治療していた。こうした組織は、治療薬や医学書を組織内で共有し、会員の利用に供していた。国家や正統医学の側からの批判や抑圧にもかかわらず、ホメオパシーや自然療法などの治療は労働者たちに大きな影響力を持ち続けたのである⁴⁾。

フレーフェルトは、労働者の手記や、正統医学の医師による報告という断片的な史料をもとに、このような労働者のホメオパシー信奉者の姿を提示した。しかし、このようなホメオパシーや自然療法の信奉者が、日常的にどのように病気を治療していたのかを知るには、当事者たちが持続的に残していった史料に基づく研究が必要である。名もなき人びとの医療アクセスについての継続的な手記の入手が難しい中で、一つの手がかりになるのはホメオパシーや自然療法の信奉者たちが運営していた協会の活動記録である。

このような記録を用いた研究として、ヴォルフは、ヴェルテンベルク王国内の地方都市ハイデンハイム Heidenheim におけるホメオパシー協会の活動記録を中心に、近代的価値観をもつ市民層が中心となって運営された協会の活動実態を明らかにした。この研究では、社会の医療化という視点から、市民層が近代的医学を受容しており、専門職としての医師の役割を重視する協会運営の特質が浮かび上がってくる⁵⁾。この研究に触発された服部は、ヴェルテンベルク王国を中心とする西南ドイツ各地のホメオパシー地域協会を統合する上部団体の機関誌と活動記録から、日常的な疾患については、患者たちによる自己治療や家庭内治療の必要性は説かれるものの、医師による治療を重視したことを明らかにした⁶⁾。

他方、ドイツの非正統医療で、ホメオパシーと勢力を二分していた自然療法の活動について論じたレーギンのモノグラフは、自然療法の全国上部団体と傘下の地域協会を対象とし、地域において活動の中心となる地域協会会長には教員が多かったものの、一般会員は労働者や手工業者が多数を占めていたことを明らかにしている⁷⁾。先に述べたホメオパシー協会と比べると、自然療法協会会員の社会構成は、相対的に下層に広がっていたことになる。自然療法でも自己治療が重視され、さらに、無資格治療師による治療

を重視する立場を取ったことから、正統医学の医師と激しく対立したのである。

ヴォルフや服部の研究とレーギンの研究を比較すると、ホメオパシーの協会は自然療法の協会と比べて、社会構成的には市民の影響力が強く、専門職としての医師の立場に肯定的であったことになる。このように、ヴォルフや服部のこれまでの研究からは、フレフェルトが指摘するようなホメオパシーを信奉する労働者の姿がはっきりとは見えてこない。ヴォルフの研究では富裕市民層が活動を担っていた地域協会が分析された。服部の研究も市民層の意向が強く反映されている上部団体の活動にしか焦点を当てていない。他方、自然療法に関するレーギンの研究は、労働者層の意向にも視野を広げているが、地域の中での具体的な医療ネットワークと関連付けることはできていない。近年上梓されたヴァルターによるホメオパシー患者協会に関する研究では、労働者や職人が中心となっていた地域協会も視野に入れているが、地域に根ざした医療ネットワークにまで立ち入っていない⁸⁾。

そこで、本稿では、とくに労働者や職人が多数居住する地域のホメオパシー患者協会の活動記録から、地域の中での医療や健康をめぐるネットワークに着目しつつ、ホメオパシーを信奉する地域住民がどのような治療者から治療を受けていたのかを、ホメオパシー協会の記録から明らかにしてゆく。そのための素材として、シュトゥットガルト市ヴァンゲン Wangen 地区にあったヴァンゲン・ホメオパシー協会を取り上げる。

ヴァンゲンはシュトゥットガルト市の東部ネッカー河畔にある地区で、1905年にシュトゥットガルト市に吸収合併されるまでは、カンシュタット Cannstatt 郡に属する独立した自治体であった。川向かいのウンターテュルクハイム Untertürkheim 地区にはシュトゥットガルトとミュンヘンを結ぶ幹線鉄道が走り、河畔にはシュトゥットガルト港が設置されて、ダイムラー社の自動車工場が操業するなど、近代的な工業地帯となっていたのに対して、ヴァンゲンは鉄道駅からも離れ、ネッカー川と丘陵地帯に挟まれた細長い平地に、小規模な事業所、家屋、農地が混在し、1900年の統計によると人口は3,174人で、労働者、職人に加えて、農民も混住する地区であった⁹⁾。

ただし、19世紀末にはシュトゥットガルトとその周辺では、食品、繊維、電機、発動機、自動車などの近代的な工場が建設され、一大工業地帯となった¹⁰⁾。ヴァンゲンの人口も1910年には5,059人に増加した。ヴァンゲンには大規模な工場などは進出しなかったが、ウンターテュルクハイムなどで働く労働者が住居を求めて移り住み、労働者住宅街として成長したと考えられる¹¹⁾。

ヴァンゲン・ホメオパシー協会の活動記録は、設立年の1887年から21世紀に至るま

で利用可能であり、帝政期からドイツ統一後までの100年を超える長期間のホメオパシー信奉者の動きを定点観測できる数少ない史料である¹²⁾。その内容は、月会、年次総会、理事会での会員や理事の発言や決定事項、上部団体の理事会記録、講演会、遠足などの活動の記録、会計報告、会員名簿などである。とくに月会では、会員が治療や健康維持の方法について情報を交換する時間が設けられており、会員とその家族が実際にどのような治療や健康維持法を取り入れていたのかを知る手がかりとなる。

服部はすでにこの史料を用いて、協会薬局を中心とする治療薬供給と治療助言について明らかにしている¹³⁾。本稿では、とくに、協会の月会、年次総会、理事会での議事記録および、月会での治療・健康維持に関する情報交換の記録を抽出して、誰が、どのようにして、協会員とその家族の健康を守っていたのか、その理想と実態を明らかにしてゆく。なお、本稿中でのヴァンゲン・ホメオパシー協会活動記録からの引用は、本文中に〔 〕で年月日のみで示す。

論を進めるにあたって、フーコーが提唱した生政治が、協会の活動にどのような意味を持ったのかに注目したい。ここで取り上げるホメオパシー協会は、国家によって公認されている正統医学に対して反旗を翻す非正統医療を用いて、国家の認可を受けていない無資格治療師が治療を行うという二重の意味での反体制的な性格を帯びており、国家や医師団体からの抑圧・攻撃を受けた。ただし、それは、絶対的な支配者による一方的な弾圧ではない。むしろ、近代医学のシステムによって健康や安心を与えつつ、巧妙な管理が徹底されてゆく。近代社会における医療や福祉をめぐる現場では、このような誘導に基づく管理が行われ、これを逃れようとするものとの間には対立・緊張が生じるのである。このような対立・緊張関係を考慮しておく必要がある¹⁴⁾。

そのうえで、ホメオパシー協会に加わった労働者が社会的エリートである医師に反発していたというフレーフェルトの指摘の妥当性を確認する。

分析の期間は、協会が設立された1887年から、1920年代末とする。その理由は、ヴァンゲン・ホメオパシー協会の医療実践を支えていた無資格治療師の死去（1919年）、協会薬局の解消（1926年）を経て、婦人部会による健康維持のための体操コース開始に象徴されるように、協会活動の重心が治療から予防へと転換したことにある¹⁵⁾。これは、組織内の問題であるだけでなく、ドイツ社会において問題視される疾病が、急性感染症から生活習慣病へと移っていたことにもよる¹⁶⁾。

2 ホメオパシー医療とホメオパシー協会

ここで、ホメオパシー医療とホメオパシー協会について簡単に説明しておこう。ホメオパシーは、18世紀末に、ザムエル・ハーネマンという大学教育を受けたドイツの医師によって考案された治療法で、ある特定の症状が出る疾病に対して、健康な人に服用させるとその疾病と類似の症状を引き起こすとされる物質を投与することで、身体がもっている治癒力を引き出し、疾病を根本から治すとされる。また、投薬の際に、物質を天文学的に希釈することによって物質の潜在的な治癒力を引き出すと信じられている。科学の常識と真っ向から対立していたため、正統医学の医師による批判を受けたが、19世紀を通じて、欧米とその植民地に広がった。患者がホメオパシーを利用する理由はさまざま、正統医学の科学的治療が効かなかった、副作用に苦しんだという治療上の理由、大卒で社会的地位が高かった医師による患者に対する横柄に振る舞いを、非大卒の患者が快く思わず、その治療を忌避しようとしたという医師と患者の人間関係上の理由、さらには、正統医学のような高度な知識・技術がなくても治療できるという手軽さゆえに、自己治療・家庭内治療を行い、医療費を節約できるという経済的理由などがあつた¹⁷⁾。

正統医学の医師や国家はホメオパシーに対して懐疑的で、この治療法の広がりを抑制した。それでも、国家試験に合格した正規の医師の中には、ホメオパシー治療を行う者もいた。以下、本稿では彼らのことをホメオパシー医と記載する。ただし、1898年にドイツ国内で開業していた医師が24,725人だったのに対して、ホメオパシー医はわずか240人に過ぎず、患者はホメオパシー医の治療を受けることが難しかった¹⁸⁾。このため、ホメオパシー治療を望む患者が、ホメオパシー治療に必要な医師や治療薬を安定的に確保することが難しく、信奉者は各地で協会を組織して、ホメオパシーに必要な医療インフラを整えていこうとした。また、ホメオパシー協会では、会員に治療についての知識や技術を教え、自己治療、家庭内治療、組織内治療を行うことを促した。1869年の北ドイツ連邦営業法（帝国成立後は帝国営業法）では、医療行為に関する医師の排他的特権は保証されず、帝政期からヴァイマル期のドイツでは、法的に無資格治療を行う余地が存在したので、会員が治療することも法的には大きな問題とはならなかった¹⁹⁾。ホメオパシー協会は1870年代頃から各地で結成されるようになり、19世紀末頃から協会数も会員数も目立って増えていった。

ホメオパシー治療を望む患者は、王侯貴族、市民が多かったが、労働者や農民も含まれており、信奉者は階級を越えて広がっていた。ヴェルテンベルク王国内の地域協会を統括していた上部組織であるヴェルテンベルク・ホメオパシー協会（通称ハーネマニア）の理事会を見ると、当初の社会的構成では貴族が多かったものの、19世紀末には教養市民や富裕市民で占められるようになった。しかし、1880年代以降にハーネマニアのてこ入れで、農村や労働者地区も含めて多くの地域協会が設立され²⁰⁾、その過程で労働者や農民の会員も含まれるようになったためか、組織の運営に当たって階級性は目立たない。むしろ、ホメオパシーによる治療と健康の維持という協会活動にとって普遍性のある課題に活動の力点が置かれていた。組織の活動が政治性を帯びることがあっても、それは党派的なものではなく、ホメオパシー医療をめぐる問題に限定されていた。

ところで、ヨーロッパにおいて、協会は、啓蒙期に道徳改善や身分を越えた社交を目標に結成され、身分原理によって編成された社団が解体した後、これに代わって個人の自由、平等で自治的な組織として、文化、慈善、社会問題の解決、経済活動の促進など多様な領域で重要な役割を担うようになったといういきさつをもつ。その担い手は、伝統的な中間層、新興の富裕経済市民、教養市民であり、協会は近代市民社会の産物である。しかし、19世紀後半になると社会の大衆化が進み、これにともなって、協会の担い手も多様化した。それまでの男性市民による協会だけではなく、女性、労働者、若者などを担い手とする協会が多数結成された²¹⁾。本稿で取り上げるヴァンゲン・ホメオパシー協会は、非正統医療の普及を目的として、市民の指導で労働者・職人が居住する地域に設立された協会であり、その意味で、19世紀後半の協会組織の特徴をもっていた。

ヴァンゲン・ホメオパシー協会は、1887年にハーネマニア幹部だった官吏の支援によって設立され、協会規約案によると、協会薬局での治療薬の頒布と図書や講演会を行うじてのホメオパシー治療について知識・技術の伝授が活動の中心としていた。設立時の会員は29人であったが、その後会員数は増加し、1902年には257人、1917年には436人に達し、その後減少して、1924年には351人になった。1900年頃にヴァンゲンの人口は約3,000人であったが、その中に250人程度の高メオパシー協会会員がいたことになる²²⁾。1925年に女性部会が設置されるまでは、女性は正規会員になることはできなかったため、夫婦でこの協会に加入することはあり得なかった。非常に大雑把な概算であるが、仮に男性である会員の背後に妻と2人の子どもがいたとすると、地区人口の3分の1にあたる1,000人程度の住民が、協会の影響下でホメオパシー治療を受けていたとも考えられる。地域の中でかなり影響力のある組織であったことは間違いない。

この協会の名簿には住所も職業も記載されていない。狭い地域に住む人びとのあいだでは、職業や住所を記録することは不要だったのかもしれない。一部会員の職業が活動記録に記載されているケースがあるが、これは、地区内に同姓の者が多数いて、後でも示すように、理髪師、鞍製造親方などと職業を付して記載して、人物を特定するためと考えられる。また、記述の中で、地区内に賃貸用住居を所有する者がいることもわかる。このように、ごく一部の会員についてのみ職業、あるいは社会状況を知ることができるに過ぎない。活動記録からは上部組織の場合と同様に、階級的な対立を読み取ることはできない。

ただし、第一次世界大戦後のハイパーインフレによって協会薬局の維持が難しくなった時に、会員ブルクハルト Burkhard は、協会薬局が維持できなければ「会員は脱会しかねず、まさに協会薬局が我々の協会を結び合わせているのである」と述べており²³⁾、経済的混乱の中で、医療費を節約したいという要求が強かったことが推測される。

3 協会医雇用のころみ：ホメオパシー医との関係

3.1 雇用に向けた動き

最初に、ヴァンゲン・ホメオパシー協会の会員が最も望ましいと考えていた治療者は誰であったのかを見てみよう。協会が設立された直後の 1888 年 5 月に開催された月会で、「薬局を設置し、レーヴェンヴィルト Löwenwirth [薬局] に 50 マルク前払いすることを決定した。また、協会医としてプフィツェンマイアー Pfizenmeier を雇用することになった」[1888 年 5 月 (日付不明)] と記録されており、協会創立直後から、ホメオパシー医を協会医として雇用しようとしていたことがわかる。ただし、プフィツェンマイアーに関する記述は活動記録や帳簿には一切なく、どのような医療行為を行ったのか、そもそも、実際に診察を行ったのかどうかはわからない。

いずれにしても、協会は、まもなく新たに医師を確保するために動き出した。同年 11 月 18 日の月会では、「カンシュタット在住のドンナー博士 Dr. Hans Donner が毎週 1 回来訪し、フライ Gottlieb Frey 宅で診察を行う。診察時間内の診療費は 60 ペニヒ、往診は 1 マルクとする、患者が来なかった場合は保障金として協会の会計から 2 マルクを受け取るという契約に同意した。」[1888 年 11 月 18 日] と報告されている。フライは、当時協会書記を務めていた人物である。

ドンナーは、ヴァンゲン協会の上部団体であるヴェルテンベルク・ホメオパシー協会

ハーネマニアに所属する会員の子息で、医師国家試験合格後に故郷であるシュトゥットガルト周辺でホメオパシー医として開業しようとしていた若い医師である。若い医師の開業は軌道に乗らないことがあり、彼はハーネマニア理事会に相談してきた。同年10月15日に開催されたハーネマニア理事会では、週に1回ずつ、ゲッピンゲン Göttingen とナーゴルト Nagold の2カ所に彼を派遣して、出張診療をさせて、月額50マルクを支払うことが決定されていた²⁴⁾。

この2カ所での出張診療だけでは生計が成り立たないため、ドンナーはヴァンゲンでの出張診療にも応じようとしたと考えられる。こうして、彼はカンシュタットの住居から巡回で各地の出張診療に出かけたが、訪れる患者数が少なかったこともあって、いずれも長続きせず、ヴァンゲンも含めて巡回診療をやめてしまった。比較的人口が多いゲッピンゲンでの診察が最後まで残ったが、これも当地で別のホメオパシー医が開業することになったため²⁵⁾、打ち切られた。結局、彼は邦国首都のシュトゥットガルトに転居して、ここで開業するようになった²⁶⁾。

ヴァンゲンのような小規模自治体ではホメオパシー医の安定的な開業は難しく、その後もホメオパシー医の確保のためにヴァンゲン協会は苦勞することになる。1890年7月の月会では、川向かいのウンターテュルクハイムに居住するシュヴァルツェンケッツェ博士 Dr. Schwarzenkätze とのあいだで巡回診療について合意したことが会長より明らかにされたと報告されているが [1890年7月20日]、以下で述べるように1892年9月には新たな医師との協議を行うことが表明されており、合意は長続きしなかった。

協会医を獲得できないため、1894年10月の月会では、当時多くのホメオパシー信奉者が購読していた『ライプツィヒ・ホメオパシー民衆雑誌』 *Leipziger populäre Zeitschrift für Homöopathie* に求人広告を出すことを会長が提案し、会員によって承認された [1894年10月21日]²⁷⁾。しかし、こうした努力にも関わらず、協会医を獲得することはできなかった。

3.2 医師側の要求

(1) 住居提供

それでは、協会と医師の間での交渉で何が問題となっていたのであろうか。医師側の要求から見てみることにしよう。まず問題となったのは、協会医への住居提供であった。1892年9月の月会では、カンシュタット在住のシュルデ博士 Dr. Schulde と協議を行うことになり、週に2回、ヴァンゲンで出張診察を行い、必要があれば待機時間中の

保障金を協会が負担することが決められた [1892年9月18日]。翌月の月会では、協会薬局管理者を長年勤めていた理容師のショルプ Scholpp の自宅で金曜日に診察を行うことになったが、この医師が住居の提供を求めていることも明らかにされた [1892年10月16日]。このように、出張診療の条件として住居の提供を求められることが多かったが、都市近郊での住宅確保は難しく、交渉が難航する原因となった。このケースも契約が成立したのかどうかは定かではない。翌年7月の月会では、新たな医師を招聘することが確認されていて [1893年7月16日]、協会医を持続的に雇用することの難しさを知ることができる。

このため、ヴァンゲン協会の中では、協会医雇用の見通しについて、悲観的な見方が強まっていた。1893年11月の月会で、当時の協会会長ハインリヒ・ホラクフ Heinrich Horakh は、「我々がホメオパシー医を獲得できたとしたら、ホメオパシー医が居住するようになる」が、「これは当然のことながら将来のことである」と、当時の状況では実現が難しいことを認めている [1893年11月26日]。

1894年1月に開催されたヴァンゲン協会の年次総会では、新たな協会医との契約について報告されたが、ここでも住宅問題が大きな課題となっていたことがうかがわれる。協会会長の説明によると、「ミュールハイム・アム・ライン Mühlheim am Rhein²⁸⁾出身の、あるホメオパシー医が、同じ自治体内に住居を得ることができるならば、協会医に就くつもりであり」、「正確に、可能な限り、個人的に、要望を聞くために、彼には仕事の分野についてさらに問い合わせる」と述べている [1894年1月20日]。ちなみに、この医師からは、その後全く返答がなく、見通しが厳しいことが4月の月会で明らかにされている [1894年4月8日]。「同じ自治体内に住居を得ることができるならば」と述べられているが、これは、当該医師が、地区内での住居の提供を求めていたと考えられる。

1910年代の活動記録には協会医に関する報告は全く見られない。医師との契約にこぎ着ける見通しが立たなかったからかもしれない。あるいは、次章で述べるように、会員とその家族の治療を無償で引き受けた人物がいたため、協会医雇用問題を先送りしていたのかもしれない。しかし、1919年にこの人物が急死したこともあって、1920年代になると治療者確保は喫緊の課題となり、再び医師との交渉が行われるようになった。しかし、とくにシュトゥットガルト圏での住宅不足が一層深刻化しており、住居提供が問題となって交渉はつねに頓挫した。

1921年1月の月会では、協会医就任を打診していた「ハイデンハイムのディシュ

ラー博士 Dr. Dischler が、遺憾ながら住宅事情から」協会医着任は無理であると返答してきたことが伝えられた [1921年1月23日]。

その後も別の医師との交渉が行われ、1925年1月の月会では、ヴァンゲンで開業を希望している医師がおり、長きにわたって交渉をしてきたが、「住宅不足のために、いまだに目標を達成できない」ままであり、協会医の雇用は「しばらく辛抱しなければならない」ことが明らかにされた [1925年1月31日]。

その後、シュトゥットガルト・ホメオパシー病院²⁹⁾の医局員で、ヴァンゲンで開業を希望しているオットー・フライホーファー博士 Dr. Otto Freihöfer³⁰⁾が理事会に出席し、協会会長から理事たちに紹介された。その場で、彼とのあいだで雇用条件について交渉が行われたが、彼が提示した条件は厳しく、理事会では費用の問題があると認識されていた [1925年5月20日]。

彼が勤務していたシュトゥットガルト・ホメオパシー病院の院長であったアルフォンス・シュティーゲレ博士 Doktor Alfons Stiegele が彼を手放したくなかったという問題もあるが、会員が提供することになっていた住居の条件でも折り合いがつかなかった。このような事情があったため、理事会ではフライホーファーの雇用を断念した [1925年6月25日]。

一方、カンシュタット在住のヴィルヘルム・エマート博士 Dr. Wilhelm Emmert³¹⁾は、自ら住居の斡旋を依頼してきた。協会会長は不動産をもつ会員に確認したが、1件はすでに貸し出されており、もう1件は家賃が高すぎて、入居交渉は決裂した。望ましい物件を見つけることができなかつたため、エマートはヴァンゲンに転居することはできず、協会医にも就任しなかつた [1925年12月10日、1926年1月23日]。

(2) 治療費・手当

次に問題となったのは医師に支払う治療費や手当であった。先に述べたドナーの場合、協会から提供される診察室での診察の場合60ペニヒ、往診の場合1マルクを患者が支払うことになっていたが、診察時間中に患者が来なかつた場合には協会が2マルクを保障することになっていた。シュルデも同様の保障を受けることになっていた。このように、待機時間中の保障問題は小さな協会には重い負担となつていたようで、近隣のローテンベルク健康管理協会 Verein für Gesundheitspflege in Rotenberg がホメオパシー医を雇用するにあたって、やはり待機保障金を支払わなければならず、ヴァンゲン協会に相談してきたことがあつた。これに対して、ヴァンゲン協会は「援助を行う用意がある」と返答している [1907年4月28日]。具体的にどのような援助を行うかは活動記

録には明記されていないが、ローテンベルクで診察を行う日には、ヴァンゲンから会員が診察を受けに行くことで、待機保障金支払いを回避することが考えられる。

待機時間中の保障金以外の支払いを求められた事例もあった。1908年11月の月会での報告によると、赴任にあたって引っ越し費用1,000マルクを支払うことを求めた医師や、会員一人当たり年額3マルクを支払うことを求めた医師もいた。こうした要求に対して、ヴァンゲン協会の月会では長時間にわたって協議したが、着任して実際に働いた後で給与を支払う以外は認められないと決議した [1908年11月26日]。

1907年から1908年の会計報告によると、ヴァンゲン協会の総収入は1,121.74マルクに過ぎなかった。このため、1,000マルクの引っ越し費用を協会が支払うことは不可能であった。また、この年の会員数は368人であったから、会員1人当たり年額3マルクを支払った場合の経費は1,104マルクとなる。この金額は、やはり、協会としては受け入れがたかった。このように医師側からは、貧しい組織には実行不可能な要求が突きつけられていた。

3.3 会員の要求

しかし、協会に所属する患者たちが、医師に対して受け身だったわけではなく、彼らもまた医師に対してさまざまな要求を突きつけた。例えば、ヴァンゲン地区で新たに開業を始めたヒューバー Dr. Hüber というホメオパシー医が、協会医として週に2回診察し、必要とあれば、時間外でも診察をすると申し出てきたときには、この医師を月会に招聘し、次のようなやりとりがあった。

1897年10月の月会の会場に招き入れられた彼は、まず、あらかじめ要請されていた講演の「準備をしておらず、日を改めて講演を行いたいと謝罪した」。協会は、それまで交流がなかった医師に、いきなり月会での講演を依頼していたのである。その後で、「どのように、どこで、どれくらいの期間にわたって、自然療法やホメオパシーについて学んできたかを明らかにし、契約を締結したらすぐに、週2回来訪して、会長宅で診察を行うことを述べた。診療は水曜日と土曜日の夕方と決められ、支援と助言の手をさしのべるし、講演会を行うと約束し」、月会参加者はこれに同意した。

しかし、これだけでは月会出席者は満足せず、さらに、「地域疾病金庫の金庫医（保険医）として診察するように願い出ることが提案され、この提案は出席者たちによって承認された。これによって診療報酬を安く抑えることになり、例えば一人あたり1マルクとか80ペニヒ、あるいは一度の訪問診療で60ペニヒという具合にする」ことを期待

したのである [1897年10月31日]。

会員たちは、雇用される医師が、ホメオパシーや自然療法の治療をするための十分な教育を受けているか、治療費を安価にするために、自由診療ではなく地域疾病金庫の保険診療を受けられるように金庫医としての認定を受けられるかなどを確認していた。また、協会医は、定められた曜日に会員に対する診察を行うだけでなく、協会員に向けて講演会を行うことを求められていたことがわかる。

しかし、この後、医師については活動記録に全く記載されておらず、協会医としての契約は締結されなかったと推測される。ホメオパシー医としての技術、保険診療をするための金庫医認定、求めに応じて行う講演などの条件が、ヒューバーには厳しかったのか、応募者が求めた給与がヴァンゲン協会には高額すぎたのかはわからない。

以上のように、協会は設立当初から協会医を雇用する計画をもっていた。その構想は、週に1~2回程度、地区内の協会員自宅などを診療場所として提供し、会員のために診察を行うというものであった。しかし、医師が受諾の条件として待機時間中の保障金、会員数に応じた年間診察料一括支払い、赴任のための引っ越し手当支給、住居提供など、協会として応じられない要求を突きつけたことによって、交渉がしばしば頓挫した。

他方、協会側でも、医師がホメオパシー治療を行う能力があるかをチェックするとともに、治療費を安くするために保険診療を可能にするために医師に金庫医の認定を受けるように求めた。さらに、協会が主催する講演会で講演することも条件としており、医師の側にも負担となっていた可能性がある。

このように、双方の要求がかみ合わなかったために、結果的に、ヴァンゲン協会は協会医を持続的に雇用することができなかった。

4 無資格治療師ラング：協会員同士の治療

4.1 協会内でのラングの評価

ホメオパシー医による治療を理想としていたヴァンゲン・ホメオパシー協会は、会員がホメオパシー医の治療を継続的に受けられる環境を整備することができなかった。協会の中で会員やその家族の治療を継続的に担っていたのは、1887年に協会が設立された時からその死去に至るまで、会計を務めたヴィルヘルム・ラング Wilhelm Lang だった。1954年2月8日にはヴァンゲン・ホメオパシー協会の共同設立者である彼の生誕

100 年を記念して追悼式典が開催された。

彼を追悼する新聞記事の切り抜きがヴァンゲン協会の活動記録に貼り付けられている。この切り抜きによると、ラングは 1854 年にエスリングゲンの東側にあるツェル Zell という集落で生まれ、23 歳の時からヴァンゲンで石工として働き始めた。彼は長年にわたってヴァンゲンでの労働運動の先頭に立ち、第一次世界大戦末期に左派急進派による社会民主党からの分離活動が生じたときには、「公民としての勇気を示し」、暴動に反対し、他の地区のように党組織が分裂することを防いだという [1954 年 2 月 10 日]。ヴァンゲンの墓地で開催された生誕 100 年記念追悼式典では次のようなあいさつがあった。

石工ラング！

地区のホメオパシー愛好家や彼の助言を受けた者は、誰もが彼のことを知っています。ヴィルヘルム・ラングは、シュトゥットガルトーヴァンゲン・ホメオパシー協会の共同設立者であり、我々みんなが感謝している人物でした。なぜなら、彼は無私の隣人愛、人間愛と模範を私たちに示したからです。彼は、ホメオパシー治療に関する幅広い知識をもって、分け隔てなく誰に対してでも手助けすることを心がけていて、人びとは彼に対して素人医師という名誉ある称号を与えました。

私たちの協会が生まれたときから彼の死を迎えるときまで、この協会の活動は彼の人格と深く結びついており、また、彼が協会活動を進めるエネルギーを与え、協会組織の屋台骨として支えてくれたことを心から感謝しています³²⁾。

1919 年にラングが急死してからすでに 35 年が経過していたが、このように協会の会員にラングは記憶され続けいていた。

生前からラングは協会内では特別な存在であり、会員から頼りにされていた。協会では、感謝の気持ちを込めて、彼に対して記念品を贈った。例えば、1907 年 1 月の月会では、クリスティアン・シュタール Christian Stahl が、協会の会計に就いてから 20 年になるラングに記念品を贈るべきだと提案し、当時の会長ハインリヒ・グーゲラー Heinrich Gugeler はこの提案を支持し、理事会が、20～50 マルクの贈答品を会計ラングに贈答するように依頼した [1907 年 1 月 20 日]。

ラングの会計就任 25 年にあたる 1912 年にも、「協会の成長と繁栄に尽くした功績を認め、協会創立 25 年にあたって、長年にわたって会計を務めるラングを、素晴らしい

贈り物で称えよう」と会長に就任していたシュタールが発言し、「25年にわたって協会に尽くした会員に、協会への努力と献身を認めて、贈り物をするのは当然のことである」と、会員の K. グーゲラー K. Gugeler は会長の提案に賛意を示した [1912年1月21日]。

第一次世界大戦中の1917年にも、K. グーゲラーは、「余剰金から、会計ラングの熱心な働きに何か送りたい」と提案し、会員ゴットリープ・ブルクハルト Gottlieb Burkhard が、ラングの会計の就任30年にあたる7月まで待って、その「長きにわたる熱心な働きに対して、協会から贈り物を進呈する」ことを提案した [1917年2月25日]。彼に贈るものを選ぶために時間をかけようというのである。

結局、この時には記念品の贈呈は行われなかったようであるが、1918年には、ラングの「熱心で自己を犠牲にする行いに対して、彼の30年記念の贈り物をするのが決まっており、前回の年次総会では100マルクの贈り物をするのが、出席者の総意として決められる」ことを確認し、記念品を贈呈し、「会長シュタールが、すべての協会員の名において、会計の忠実で熱心な仕事ぶりに、心からの感謝を表し、次のような挨拶をした。

この長期間にわたって、主として会員とその家族の健康を守ってきた。会員やその家族のなかには、すでに成人になって自分の家族をもっている者もあり、彼に見守られてきたことを心から感謝している。我々の会計ラングがいつまでも健康でかくしゃくとしていることを願っている。[1918年4月4日]

このように、長期間にわたってラングは会員を無償で治療し、信頼を集めていた。

4.2 ラングの治療

それでは、ラングがどのような治療を行っていたのだろうか。彼の月会での発言から再現してみよう。ラング自らが語った治療のなかで特に目立つのは子どもに関わることである。その際、とくに子どもを取り巻く環境について注意を促していた。彼の長年にわたる診療から、「健康な時も病気の時も子どもがいるところは、何にもまして、つねに病室を換気することが必要であり、また、清潔で乾いていて、湿っぽくならないようにして、尿の臭いがこもることはあってはならず、子どもは換気が行き届いて、乾いたベッドに寝かさなければならない」のである。そして、ホメオパシーで子どもを治療す

際には、「処方箋に書かれているとおり正確に、あるいは、与えられたとおりに投薬しなければならぬ」と警告している [1912年3月24日]。

具体的な個々の子どもに疾病に関する対応については次のように述べている。まず、熱湯が足にかかったことによる火傷の治療では、「やけどをした皮膚にはスグリの油 *Johannisöl* を塗り、内服薬としてまず亜ヒ酸 *Arsenik* とカウステイクム *Kaustikum* を、その後で、オトギリソウ *Hiberikum* とアルニカ *Arnika* を投与した」。さらに、その後で、「カモミールティー *Kamillente* の入った風呂に子どもを入れて、傷口に砂糖を塗ると完治した」という [1905年3月26日]。

夏期には熱中症の対策も指示していた。1911年7月の月会では、すでにラングは、この年の夏に「4~5人の子どもの熱中症を治療している」と述べ、「熱中症に罹らないように、気温が低い朝と夕方に外へ出し、日中は屋内にとどまらせる」ように助言をしたうえで、もしも熱中症に罹った場合は、「水浴をさせ、湿布をして、ベッドに寝かせ、アコニット *Akonit* とベラドンナ *Belladonna* を10~15分ごとに交互に服用させる」ことを勧めた [1911年7月30日]。

また、乳児が夏期に罹りやすい「吐瀉・下痢には、シュロソウ *Veratrum* と銅 *Cuprum* を15分ごとに交互に服用させる」としている [1911年7月30日]。同じ症状について、翌年7月の月会でも取り上げ、この時には、「半時間おきに白バイケイソウ *Veratrum album* を3粒、ごく小さい子どもの場合は2粒を与える」と述べている。さらに、「下痢がなくて吐瀉だけのときには、吐根 *Ipecacuanha* を用いる。痛みがあるときにはカモミールを使い、ぐつぐつと煮込んだスープを与えるのが良いが、母乳以外の乳を与えてはならない」と忠告している。さらに、下痢の特効薬としてニガヨモギ *Wermut* を勧めていた [1912年7月28日]。

子どもが罹りやすい感染症についてもラングはしばしば言及した。1913年4月の月会でのラングの発言によると、「この年の冬にはヴァンゲン地区では麻疹の大流行があり、彼は100人以上の患者を診察した」という。4月時点では、まだ流行が完全に下火にはなっていないと注意を促した。この疾患は「鼻水から症状が始まり、すぐに乾いた咳が出て、体がだるくなり、目が充血する。アコニット、オキナグサ *Pulsatilla*、ベラドンナを投薬し、暖湿布をつけて、全身を温かくしておく」ことを勧めている [1913年4月20日]。その2ヶ月後の月会では、「オキナグサとアコニットを交互に投与することを勧め、それでも直りきらないときにはアピス *Apis* (ミツバチ) を与える」と指示している [1913年6月22日]。

ラングが頻繁に取り上げた急性感染症はジフテリアとクループだった。これらの感染症も子どもには危険な疾患と認識されていた。ジフテリアの場合にはベラドンナとシアン酸水銀 *Mercurius Cyanatus* を処方していた [1913年6月22日]。1912年3月の月会では、ラングは、「とくに子どもにジフテリアの症状が出たときには、発汗療法によってジフテリアを根治する」と述べている。ジフテリアの疑いがあるときは、「1~2日のあいだ様子を見て、2~3日目に、喉ではなく扁桃腺が腫れてくれば、これはジフテリアの症状が出た」ことになるという。その際には、「頸部に熱い布を巻き付けて湿布する。また、ジフテリアは血流の活力を弱めてしまうので、水で薄めたワインを飲ませる。ただし、最も悪化している時期には咽喉に入れないようにする」のである [1912年3月24日]。

翌年4月の月会では、ある会員の子どものジフテリアに罹ったときのことを述べている。まず、正統医学の医師の診察を受けたところ、この医師が注射を打ったが、かえって悪化した。そこで、父親はラングのところに来た。ラングは「通常の薬を処方して、暖湿布を施して暖かくしておく、子どもは数日中に回復して」、健康になった [1913年4月20日]。彼は、すでに症状が進んでいる子どもの治療も行っているが、彼の指示通りに治療すると、子どもは快癒した [1913年7月27日]。

やはり喉に症状が出るクループについてもラングはしばしば治療経験を語っていた。この感染症は、「夜中にひどい咳を伴うことが多い疾病で、スポンギア（海綿）*Spongia* を処方する」と述べている。そして、この疾患では「急激に症状が悪化することがあるため、必要があれば、いつでも助言と支援を行う」と約束した [1898年3月20日]。1906年11月の月会では、クループ患者2例について説明した。一人の子どもは医師の治療を受け死亡したのに対して、もう一人の子どもはラングのホメオパシー治療を受け、スポンギアとハチミツを服用し、暖湿布をして、回復したという [1906年11月24日]。1913年には、会員2名が発言し、自分たちの子どものクループ治療について説明したが、実際に治療したのはラングであったという。ところが、「アロパシー治療」、すなわち正統医学の医師の治療を受けた子どもは命を落としたのである [1913年1月19日]。

このように患者が死に至る危険があったため、1912年3月の月会では、クループとジフテリアを比較しながら、その特徴を説明していた。クループは子どもにとっては最も危険な病気の一つであり、「3月の風が子どもには危険なので、強い風が吹くときには、子どもを部屋の中にとどまらせなければならない」という。とくに、この病気は、

「夜中に、突然激しい咳とともに始まる、気管皮膜の疾患 häufige Bräune で、頸部の皮膚が異臭を発する」という。また、「クループは発症後症状が劇的に悪化し、死亡までに 38 時間であるが、ジフテリアでは症状の進行が比較的遅く、死に至るまでに 12 日かかる。クループの治療には、10 分ごとに、ワイングラス 1 杯の水にスポンギア 10 滴を混ぜた薬を、小さじスプーン 1 杯ずつ与える。子どもを眠らせず、夜中も中断することなく投薬を続ける」必要があるという。

彼が「診察した 100 人の患者のうち 10 人くらいはアロパシーの治療を受けたが、その場合咽喉切除以外の方法はない」という。そして、ラングは会員に対して、妻を集会に連れてくるように求めた。しばしば夜間に発症し、症状が急激に悪化するこの感染症に即座に対応するために、育児を担う母親が治療法を理解していることが不可欠であるとラングは考えたのであろう。「今まさに子どもを育てる義務を負っている母親たちは、大切な自分の子どもが死なないようにするために、子どもの疾患によって重篤な状態になったときに、適切なホメオパシーを使うための手ほどきを受けておく必要がある」と彼は力説した [1912 年 3 月 24 日]。

やはり子どもが罹りやすい百日咳についても、ラングは述べている。1912 年 7 月の月会で、「ウチワサボテン *Cactus opuntia* の表皮を取り除いた大きな葉 20 グラムを 4 分の 1 リットルの水で 30 分間煮て甘くなると飲みやすくなり、百日咳のとても良い薬になる」と説明した。この頃、近隣のオーバーテュルクハイム *Obertürkheim* とウールバハ *Uhlbach* で学校が閉鎖になるほど蔓延しており、シュトゥットガルトのマルクト通りにあるシュヴァン薬局で購入できるエンドロジン *Endrosin* という価格 1 マルクの治療薬が有効であると会員に推奨した [1912 年 7 月 28 日]。

同年 11 月の月会では、百日咳の症状である痙攣性咳嗽（がいそう）の治療薬としてエンドロジンに話が及んだ。ある会員はエンドロジンの効果を褒めて、協会がフロイデンスシュタット *Freudenstadt* から安価により寄せることができないかと尋ねたところ、ラングもその治療効果を認めた。そこで、協会の書記は、この治療薬を安価に購入できないか、あるいは、まとめ買いによって割引ができないかを照会するように依頼すると述べた [1912 年 11 月 17 日]。

ラングは成人の疾患治療も行っていた。1912 年 11 月の月会では、「関節リュウマチの薬効のある治療薬としてプリオニアチンキ」を薦めた。ある患者は「14 日間の服用で歩くことができるようになった」という。「筋肉リュウマチにはトウヒの葉の先端がとても効果のある薬になる」と薦めた。

ラングは、とくに皮膚に起こる疾患を何度か取り上げた。1913年7月の月会では、丹毒や虫刺されが話題に上った。ある会員の婦人は「顔面丹毒を患ったが、その際、冷湿布を処方されていた」。しかし、症状が悪化したのでラングの治療を受けた。彼は「アピスとベラドンナをワセリンとともに塗擦して脱脂綿で覆い、暖かい部屋にいるように指示した。これで丹毒は収まった」という。「顔面丹毒をすぐに直そうとして、冷湿布を用いて通常のように冷やすことによって、かえって死を招くことになりかねない」とラングは会員に向かって警告している。

当日の月会では、ブルクハルトが、「工作中に唇を刺され、自宅に戻ってからアピス適薬を塗擦したところ、15分ほどで良くなり、腫れは引いた」という経験を披露した。これに対して、ラングは、「塗擦をするときには、アピスチンキがアピス滴薬よりも適している」と助言した。さらに、「敗血症ではなく、虫刺されであったならば、あるいは手や腕の外傷であれば、アルゼニウム（ヒ素）³³⁾とラヘシス *Lachesis*（蛇毒）を服用する」ことを勧めた。また、皮膚に顕著な症状が出ることから、皮膚疾患として関連づけられたのか、猩紅熱にまで話がおよび、「敗血症の恐れがあるのであれば、アルゼニウムとラヘシスを服用し、キンセンカ *Calendula* かレードゥムのチンキ *Ledumtinktur* を塗擦するのがよい」と述べている [1913年7月27日]。このほか、皮膚病としては、「痔にはハマメリス *Hamamelis* 調剤のチンキか軟膏が最も良い治療薬である」と推薦する。「アメリカで輝かしい評価を受けている調剤で、絹で塗りつけるのが最も良い」と述べていた [1913年1月19日]。

このように、子どもや婦人の日常的な疾患を中心に、会員とその家族の治療を引き受けていた。家庭治療を重視し、治療方法や治療薬について説明していた。彼の治療経験についての語りで述べられている治療法の大半は、当時、一般に広く普及していたホメオパシー家庭医学書の記載事項と大きな違いはない³⁴⁾。その一方で、ジフテリア治療での暖シップや、水で薄めたワインの利用、火傷の際のカモミールティーを用いた入浴など、自然療法と思われる治療を取り入れていた。当時のホメオパシー無資格治療師のあいだでは、このように、ホメオパシーと自然療法を自己流で組み合わせることは珍しくなかった³⁵⁾。

4.3 国家による統制・監視への警戒

これまで述べてきたように、ヴァンゲン・ホメオパシー協会では、無資格治療師ラングによる非正統医療の治療が行われていた。このことは、当然、国家との間に緊張をと

もなった。ここでは、会員たちが、どのような国家の統制や監視にさらされていたのか、協会の活動記録から見てみよう。

ホメオパシー信奉者は、天然痘予防接種である種痘に懐疑的であり、ヴァンゲン・ホメオパシー協会の上部団体ハーネマニアは、1870年代から90年代にかけて、激しい種痘反対運動を展開していた³⁶⁾。ヴァンゲン・ホメオパシー協会でもハーネマニア書記の 아우グスト・ツェプリッツ August Zöprritz を招いて種痘問題に関する講演会を開催したのをはじめ [1890年11月13日]、帝国議会に提出する強制種痘法廃止請願書に、月会出席者全員が署名をした [1892年12月18日]。

しかし、実際に種痘接種を拒絶することは不可能であり、種痘に懸念をもちつつも、ホメオパシー信奉者たちも自分の子どもに種痘を受けさせざるを得なかった。「もしも処罰を受けたくなければ、接種義務がある子どもたちは、近々、種痘接種を受けなければならぬ」ということで、1913年6月の月会では、ラングが種痘の副反応に対する治療薬について述べている。

「その治療薬とは塩化カリウム *Calium Chloratum* である。抜群の効果が有り、接種1週間前から朝と夕方にそれぞれナイフの刃先に乗せられる量を子どもに与える」と効果があるという。ある会員はラングの説明に「賛意を示すとともに、さらに情報を加えようとしている。ゲッピンゲンでは、その前にニオイヒバ *Thuja* を1回子どもに与え、それから塩化カリウムを与えることで、接種後に重篤化することは一度も起こっていない」というのである [1913年6月21日]。このように、政府の種痘推進策に屈するなかで、独自の健康管理を行おうとしていた会員の姿が見えてくる。

さらに、感染病予防法も、国家によるラングの活動取り締まりに利用された。1913年6月の例会で、ラングは、ジフテリアに雇った鞍製造親方シュティールレ *Sattler Meister Stierle* の娘の事例について述べ、ベラドンナとシアン酸水銀 *Mercurius Cyanatus* を14日間投薬し、その娘が快癒したと報告した。しかし、会員リーレ *Riehle* は、「病気に雇っていたこの娘が市医に呼び出されたことを明らかにした。というのも、少女の母親がシュトゥットガルトに呼び出されて聴取を受けていたからである」。

ラングの説明によると、彼自身も、この問題について聴取を受けるためにシュトゥットガルトに出頭を命じられ、結局、彼はこの疾患について届け出をしなかったことによって罰せられることになった。会員の中からは、ラングが処罰される場合には、罰金の費用を協会が負担するという提案が出された。この提案は前年のある月会で、全会一致で採択されていたが、このたび、同じ提案が繰り返されたのである。

会員パウル・トロースト Paul Trost によると、現在の市医が着任してからというもの、「あらゆる伝染病感染は警察に届け出なければならなくなり、子どもの感染を届け出るために母親が警察に行っていると、母親が戻ってくるまでに罹患した子どもが死んでしまうかもしれない」と述べて懸念を表明した [1913年6月22日]。その後、ラングは警察で罰金を支払うことになり、会員パウル・キルグス Paul Kilgus からは、再度罰金の立て替えを求めるか、これまで無償だったラングの治療に対して、謝礼を支払うべきだとの声があがった。しかし、会計を担当し、協会の財政状況をよく知っているラングは、「ただ協会とその会員への愛があり、ホメオパシーを振興し、高めてゆきたいのである」と述べて、一切の代償を求めず、キルグスからのこの申し出を断った [1914年1月18日]。

ラングのような無資格治療師が治療を行うこと自体は法には触れなかった。しかし、伝染病予防法などの法律によって、無資格治療師の活動は監視の対象となっており、ラングは警察の監視を受けていたのである。1900年に制定された帝国伝染病法ではハンセン病、コレラ、発疹チフス、黄熱病、ペスト、天然痘の罹患者または死者が出た場合には、罹患者の滞在場所、あるいは罹患者の死亡場所の警察に届け出ることが義務づけられていた³⁷⁾。つまり、帝国法ではジフテリアは届け出の対象とされていない。しかし、ヴェルテンベルク王国では、1883年10月29日の内務省指令で、コレラ、天然痘、発疹チフス、腸チフス、赤痢、ジフテリア、猩紅熱発生時には届け出義務が規定されていた³⁸⁾。帝国法規では、このような各邦国の独自規定を認めており³⁹⁾、ラングが取り調べを受けたのも、ヴェルテンベルクの規定による。おそらく、規定制定後、長年にわたって取り締まりは緩やかだったのが、シュトゥットガルト地区では1910年代になってから厳格に規定を運用するようになったと考えられる。

ドイツにおいては治療の自由という原則の下で、非正統医療による治療、無資格治療師による治療自体が禁止されていたわけではない。しかし、さまざまな衛生法規によって、非正統医療や無資格治療師への締め付けは行われていたのである。

国家と密接な協力関係にあった医師団体も、性病の蔓延を問題視して、非正統医療や無資格治療師を排除して、科学的医学に則った性病治療を普及させようとした。こうして、医師の圧力団体の要求もあって、1908年と1910年に、帝国議会には無資格治療師と非正統医療による治療を制限する法案が提出された。これらの法案は結局廃案になったが、ホメオパシーを含む非正統医療を信奉する人びとは、国家による治療の自由への干渉と受け止めていた⁴⁰⁾。

ヴァンゲン・ホメオパシー協会の会員の中にも法案に対する不安の声は上がっていた。1911年6月の月会では、グーゲラーが、無資格治療師法によって、ラングはもはや患者を治療することが不可能になるだろうと懸念を表明した。これに対して、会長シュタールは、この発言を否定したし、ラング自身も、会員が助け合えば我々は大して心配をする必要はないと述べた [1911年6月11日]。

非営利目的で、協会内の会員と家族を対象とするラングは職業的な治療師とは言えず、楽観的な見解が示されたのであろうが、一部の会員は懸念を表明した。このように、国家や、国家によって権威づけられた医師の圧力にさらされていることを協会の会員は意識していた。

4.4 医師との関係

それでは、ヴァンゲン・ホメオパシー協会の会員たちは、医師とどのような関係を築いていたのであろうか。ラングは、地域で開業している正統医学の医師であるゴットホルト・レルヒャー *Gotthold Lörcher* の治療能力に懸念を表明していた。1911年11月の月会では、ラングがある年の12月に、1人の子どもの治療を行った時のことを述べている。この子どもは病院の医師レルヒャーの治療を受けたこともあったが、このたびは、母親は、子どもを病院に連れて行かずに、ラングの助言に従いながら自分で治療していた。ところが、子どもはしつこいクループに冒されていて、なかなか完治しなかった。そこへ、看護師サラがこの家族を訪れて、レルヒャー博士と同様に、病院に来るように言った。これに対して、この夫人は「ラングさんのところで診察を受けていますから、病院には行きません」とサラに言った。「ええ、そうしていなければ、子どもはとっくにお墓に行ってしまったでしょう。」他方で、ラングは、最も信頼できるホメオパシー医としてシュトゥットガルトで開業するグルーベル博士 *Dr. Grubel* の名前を挙げており、レルヒャーと対比して述べている [1911年10月22日]。

名指しで批判されたレルヒャーは、ヴァンゲン地区で当時開業していた唯一の医師であり、地区医 *Ortsarzt* として、ヴァンゲン地区の医療・衛生業務に携わっていた。テュービンゲンとバーゼルで医学を学び、1896年に医師国家試験に合格し、1899年に郡医 *Physikat* になった人物である⁴¹⁾。

翌月の月会でも、ラングはレルヒャーの治療失敗について述べた。ラングは、数週間前のある女性から診察を依頼された。彼女はすでに4週間にわたって不正出血しており、病院のレルヒャーが診察して治療薬を処方したが、出血は一時期軽減したものの、

その後は悪化した。そこで、ラングはシュトゥットガルトのホメオパシー医グルーベルに往診を依頼した。グルーベルはこの患者を診察して、「今が一番悪い時期に違いないと言って、この婦人に治療薬を処方したところ、なお3日間は出血が続いたが、その後は健康になった」という [1911年11月19日]。ここでも、ラングは、レルヒヤーとグルーベルを対比して語っていた。

このように、地域で開業する医師の評判を下げる発言が記録されていることは、協会内で問題とされた。12月の月会で、協会の会長は、疾病治療に関する報告の中で、治療を行った医師の名前を活動記録に記載しないように要求した。このような記録が残ることによって、「当地の医師の妨げにならないようにしなければならない」と会長は述べている。ラングも、「我々の地区医について、糾弾してはならない」と強調した [1911年12月17日]。地元の正統医学の医師に対する批判が公式の活動記録に記載されたことが、何らかの理由で外部に漏れることを協会は恐れていた。その背景には、医師や国家によってしばしば抑圧され、監視されていたホメオパシー信奉者の警戒感があったと考えられる。

ただし、その後の記録の中にも、名前こそ記載されないものの、レルヒヤーの不手際についての報告は続いた。

会計ラングは、少なからぬ子どもの死亡事例について述べた。このうちの1件では、ラングが往診に呼び出されていた。彼は必要な指示を与えていたが、当初、症状は悪化していったようで、看護師が医師を呼ぶ必要があると言った。この医師は入浴療法を指示し、看護師は子どもを入浴させた。後日、ラングがこの看護師に呼ばれて再度往診したときには、子どもの様子がすっかり変わってしまっていることに気がついた。そこで子どもに何が起こったのかを母親に尋ねた。母親は、子どもに対して行った手当について説明した。子どもの具合が悪化したようだったので、医師を呼んだところ、この医師は入浴をさせるようにと指示を出した。死に至らしめる入浴をさせたと、ラングは母親に言った。2時間後にこの子どもは死亡した。この子どもは猩紅熱を患っていた [1914年1月18日]。

このように、医師や看護師の名前は明示されていないが、地区内での出来事であれば、それが誰であったのかは容易に想像がつく。

ところで、ラングはヴァンゲンで開業する正統医学の医師の治療について、批判的な

発言を続けたが、一部の会員が、正統医学の医師の治療とラングの治療を併用していたことも浮かび上がってくる。不正出血が止まらなかった女性はレルヒャーの診察を受けて薬を処方されていたが、治療効果が見られなかったためにラングのもとを訪れた。ラングが治療法を指示した子どもは、その後レルヒャーの指示に従って水浴を行った結果、次にラングが訪問したときには、症状が悪化して、その後死亡した。このような併用が日常的に見られたからこそ、ラングは、自分と競合する正統医学の医師に対する否定的な見方を繰り返し表明したと考えられる。

先に述べたように、1917年にラングの会計就任30年を祝して贈り物をするのが月会で話題になり、地域での彼の役割について、活動記録には次のように記されている。

今は地域にひとりの医師も開業しておらず、医師を呼んでも一日中待たねばならず、その結果医師は手遅れになってから到着して、最後には我々の会計ラングが呼ばれて、それで、子どもは再び元気になるということになるだろう [1917年2月25日]。

レルヒャーが出征したために地域に医師がいなくなり、ラングが地域の治療を担っていることを改めて確認している。しかし、その一方で、この語りは、正統医学で治療する地域の医師が会員の間でも一定の需要をもっていたこと、その医師が不在であれば、地域外の医師による診察も選択の対象になり得たことを示している。

4.5 自己治療のための看護講習会

これまで見てきたように、ラングはヴァンゲン・ホメオパシー協会の会員やその家族の治療にあたるとともに、月会を通じて、会員に治療法を伝授してきた。まさに、ラングは協会の活動の中心であった。しかし、このような状況は突然終わりを告げた。

時計が7時になった時に、会長は月会の開始を宣言し、出席者に対して告知する。残念なことに、我々の愛する、忘れることのできない会計ヴィルヘルム・ラングは、6月11日に永遠なる故郷に召され、もはや我々のグループの輪の中にはいない。あまりにも早く、この地区全体にとって、そして彼の影響下にあったこの協会にとって大きな喪失である。

彼は親切で、無私で、献身的であり、私たち会員の家族を守るために、どんなと

きでも、自分を必要としている人に呼ばれれば、すぐに飛んでくるように心がけている、ホメオパシーの熱心な支援者であり、治療者であった。

そして、会長は出席者に対して、それぞれ自分の席で、我々の永眠した友人の最後のお別れの挨拶をするために起立するようにと声をかける。こうして、我々は永久に彼のことを心にとめることになるのだ [1919年7月13日]。

ラングの死因については、活動記録では何も語られていないが、協会活動の屋台骨であったラングを突然失った失意を活動記録は伝えている。こうして、ヴァンゲン・ホメオパシー協会の活動は、根本から揺さぶられることになった。これまでは、会員やその家族に患者が出ても、ホメオパシー治療を望むのであれば、ラングに頼めば良かった。そのため、他の会員たちは、自己治療・家庭内治療のために、高度な治療を積極的に学ぼうとしていなかった。

例えば、1914年4月27日のシュトゥットガルト大都市圏理事会において、ヴェルテンベルク王国に隣接するバーデン大公国から素人治療師を養成することを要求する提案があったが、この提案に対して、翌年の総会で審議すると先送りにした [1914年4月27日]。この問題について、ヴァンゲン・ホメオパシー協会は、同年10月の月会で審議したが、その場で否決した [1914年10月18日]。当時のヴァンゲン・ホメオパシー協会は、治療のエキスパートを育成する必然性を認識していなかったのである。

しかし、ラングの死後、エキスパートの育成は喫緊の課題となった。シュトゥットガルトにホメオパシー病院が開院し、ここで看護講習会が開催されるようになると、ヴァンゲン・ホメオパシー協会は、会員に参加を呼びかけるようになった。

1921年11月の月会では、幹部が講習会への参加を働きかけた [1921年11月19日]。1922年1月の年次総会では、会長のアルバート・ショルプ Albert Scholpp が、看護講習会への参加を会員に呼びかけた。今回は参加費を安く抑えながらも、前回よりもさらに充実し、「全ての男女、成人した娘と息子たちが講習会に参加し、誰も後悔する者がないようにと述べて、月会出席者全員にこの講習会に出席する」ことを求めた [1922年1月21日]。

さらに翌月にも、会長が看護講習会への参加を促した。さらに、グーゲラーは次のように述べている。

いつも必要とされるときに私たちのところに駆けつけてくれていた我々のラングは

もはやいない。家族の中に病人が出たときには、自分たちで治療ができるように、今こそ我々は治療法を勉強しなければならないのであり、それゆえ、この看護講習会には全ての会員やその家族が参加するべきなのである [1922年2月18日]。

ラングによる治療に依存していた協会が、彼亡き後、会員が自分で家庭内治療ができるようにするために、自ら治療に関する知識を習得する必要があることを訴えているのである。その後も、看護講習会受講への呼びかけが月会で行われた。例えば1926年1月の年次総会では、「すでに50人以上が参加申込を行っている。講習会が始まるまでにはさらに多くの申込があると良い。参加者は多ければ多いほど良いと、講習会責任者で、シュトゥットガルト・ホメオパシー病院で勤務するローアアッカー Rohracker のエーミール・オーンマイス Emil Ohnmeis は述べている」と告知がなされ、多くの会員が受講するように要求した [1926年1月23日]。このように、会員の治療能力を高めることで、会員とその家族の健康を守っていかうとしたのである。

5 おわりに

以上、ヴァンゲン・ホメオパシー協会の活動記録から、会員たちが、どのようにして治療者を確保していたのかを明らかにしてきた。

まず、協会結成当初から、ホメオパシー医を協会医として雇用し、会員とその家族が継続的にホメオパシー医による治療を受けられるように努力した。彼らは医師による治療を忌避していたわけではなく、何度にもわたって、ホメオパシー医との交渉を繰り返してきた。しかしながら、運営資金を十分に確保できないこの協会は、医師側が提示する治療費や赴任手当を支払うことはできなかった。また、医師が希望するような住宅を提供することもできなかった。他方、協会の会員たちは、協会医募集に応募してくる医師が、望ましいホメオパシー治療を行うだけの力量があるのかを見極めようするとともに、治療費を抑えるために金庫医の認定を受けていることを求めた。さらには、講演会の実施など、協会の活動に協力するように圧力をかけている。これらは医師側にとっては負担となった可能性がある。このため、医師との交渉はつねに決裂した。

結果的に、協会としてホメオパシー医を雇用することができなかったために、労働運動のリーダーとして地域住民の信頼を集めており、協会発足時から会計を務めていた石工のラングが会員とその家族の治療にあたった。ラングはホメオパシーの標準的な治療

法とともに、発汗療法のような自然療法も取り入れて、自己流の治療も行っていた。活動記録から判断すると、彼は、日常的な子どもの病気や女性の病気を中心に治療していたが、自分では治療できない場合には、信頼できるホメオパシー医に治療を任せていたこともわかる。しかし、それでも協会では彼の活動についてたびたび言及し、感謝の言葉とともに記念品を贈呈している。

この点で、資金力が十分にあり、一時的にはあれ協会医を雇用することができたハイデンハイム協会とは異なる。ハイデンハイムではホメオパシー医による診療にこだわり、シュトゥットガルトからホメオパシー医を定期的に呼び寄せていた。さらに、当地でホメオパシー医が開業すると、協会医としての契約を結んで、協会員とその家族が、気軽にホメオパシー医による治療を受けることができるようにした。地域住民が貧しい地区では、このように理想を実現することが難しく、会員とその家族は、多くの場合、実質的な協会指導者だったラングの治療に依存せざるを得なかった。

しかし、ラングの活動は公権力の統制や監視にさらされていた。彼は種痘の副反応への対応策を会員に説明したが、本来種痘接種を拒否していた彼らが、種痘法のために、接種を受けざるを得ない状況に追い込まれていたことを示している。また、伝染病法による監視を受けていた。ラングは法定伝染病患者の治療にもあたったが、患者の発生を警察に届け出なかったために罰金刑に処された。

さらに、地区内で開業する正統医学の医師とのあいだに緊張関係も見られた。看護師はこの医師の治療を受けるように地域住民に促しており、この医師が患者を取り込もうとしていたことがわかる。ラングは、この医師の治療を受けると病気は治らず、結局ラングのところで治療を受けることになることを警告しており、この医師に対抗していた。

ただし、ラングは自分の治療能力の限界を知っていたのか、重篤な患者の場合は、自分が信頼するホメオパシー医を会員に紹介したのであり、専門家集団としての医師を全面的に拒絶していたわけではない。協会自体もホメオパシー医による治療を受けることを理想としており、この点で、ラングと一般会員との間に見解の相違はなかった。

それどころか、一般の会員はラングの懸念にもかかわらず、地域で開業する正統医学の医師の治療も受けていた。だからこそ、ラングは繰り返し、例会の場でこの医師を攻撃したとも考えられる。協会員はそのときの事情にあわせて、治療者を選択していたことになる。

このように、ホメオパシー医を含めた国家資格をもつ医師によるケアを受けようとしたのは、会員たちが無資格治療師によるケアよりも、ホメオパシー医を含めた国家資格

を持つ医師によるケアを高く評価していたからである。ホメオパシーという非正統医療を信奉する彼らは、正統医学を浸透させようとする国家による統制・監視には反発した。しかし、国家がその特権的な地位を認める専門職としての医師には価値を見いだしており、治療を専門職に委ねようとする国家の方針を積極的に受け入れていた。医療をめぐるさまざまな局面で国家や専門職による介入を受ける中で、時と場合によっては、正統医学の医師による治療を受けることが、より良く生きる上では良い選択肢になることに彼らは気づかされていたのであり、この点で、生政治的な柔らかい統治のなかに組み込まれていたのである⁴²⁾。

ところで、フレーフェルトが述べるように、労働者とその家族のあいだで、ホメオパシーや自然療法は大きな影響力を持っていたことは確かであるが、ヴァンゲンの事例を見る限り、労働者や職人を中心とするホメオパシー協会の会員たちは、必ずしも近代医学を全面的に拒否していたわけではなかった。むしろ、自分たちの判断により、無資格治療師によるホメオパシー治療、ホメオパシー医によるホメオパシー治療、正統医学の医師による正統医学の治療を使い分けていたのである。また、協会組織を通じて、労働者や職人などもホメオパシー協会の市民層と価値観を共有し、つながっていた。ホメオパシー協会は、階級によって分断されていたドイツ社会において、階級をつなぐ役割を果たしており、市民層から孤立しているという労働者のイメージを修正する必要があるだろう。非正統医療の協会組織という限られた場ではあるが、富裕市民・知識人と労働者が共有する空間があったことも改めて確認したい。

さらに、本稿では十分に論じることができなかったが、彼らは富裕市民や教養市民によって指導される上部団体から支援や協力を受けており、階級的に孤立していたわけではない。こうした点については、別稿で論じることにした。

注

- 1) 服部 (1995)。
- 2) Frevert (1984), pp.286-287.
- 3) 馬場わかな (2021)。
- 4) Frevert (1984), p.291.
- 5) Wolff (1989)。
- 6) 服部 (1997)。
- 7) Regin (1995)。
- 8) Walther (2017)。

- 9) Württembergisches Statistisches Landesamt (1907) pp.303-304.
- 10) シュトゥットガルトおよびその周辺の工業化については, Sauer (1988) を参照。
- 11) Dessauer (1916) p.191.
- 12) Institut für Geschichte der Medizin der Robert Bosch Stiftung [以下 IGM と記載], Varia 370 (1887-1896), Varia 371 (1896-1912), Varia 372 (1912-1927), Varia 373 (1927-1933), Varia 374 (1933-1954), Varia 375 (1955-1970), Varia 376 (1970-1980), Varia 377 (1981-1999), Varia 378 (1999-2009), Varia 379 (Frauengruppe, 1926-1939).
- 13) 服部 (2021) 13-17 頁。
- 14) 服部 (2021) 「序論：身体と環境をめぐる生政治：「幸せ」になるための介入・操作と主体性」。
- 15) Walther (2017) pp.177-178.
- 16) 服部 (2008) 166-172 頁。
- 17) ドイツにおけるホメオパシーの広がりについては, 服部 (1997) を参照。特に第一章と第三章。
- 18) 服部 (2014) 26 頁。
- 19) マクレランド (1993) 102-104 頁。
- 20) 服部 (2021) 224-225 頁。
- 21) 近代市民社会における協会については, 平松 (2020) 133-134 頁を参照。
- 22) 服部 (2021) 229-231 頁。
- 23) 服部 (2021) 236-237 頁。
- 24) IGM, Varia7, pp.140-141.
- 25) *Homöopathische Monatsblätter*, 1889, p.96.
- 26) *Homöopathische Monatsblätter*, 1890, p.111. その後, 1906 年に死去している。Haehl (1929) p.201.
- 27) 『ライブツィヒ・ホメオパシー民衆雑誌』には, 各地のホメオパシー協会の協会医募集広告が掲載されていた。しかし, 管見の限りでは, 1894 年 11 月から 1995 年 12 月にかけて刊行された号にはヴァンゲン・ホメオパシー協会の募集広告は掲載されていない。
- 28) 該当する都市は実在せず, ミュルハイム・アン・デア・ルール *Mülheim an der Ruhr* と勘違いしている可能性がある。
- 29) シュトゥットガルト・ホメオパシー病院については, 以下の文献を参照のこと。Faltin (2002) pp.32-39.
- 30) その後, ドイツ・ホメオパシー医師中央協会の会員として, シュヴェニンゲンで開業していた。Haehl (1929) p.224.
- 31) その後, ドイツ・ホメオパシー医師中央協会の会員として, シュトゥットガルト市内のフォイアーバハで開業していた。Haehl (1929) p.224.
- 32) *Homöopathischer Verein Stuttgart-Wangen*, (1962) p.25.
- 33) 通常ホメオパシーで利用されるのは亜ヒ酸 *Arsenicum album* である。活動記録の記述に

誤りがあるかも知れない。

- 34) Lutze (1892), Hering (1921) を参照した。
- 35) 服部 (2005) 67 頁。
- 36) 服部 (1997)。
- 37) 帝国感染病法第 1 条 *Deutsches Reichsgesetzblatt*, Band 1900, Nr.24, p.306.
- 38) Wiener (1887) pp.98-99.
- 39) 帝国感染病法第 5 条 *Deutsches Reichsgesetzblatt*, Band 1900, Nr.24, p.307.
- 40) Regin (1995) pp.385ff. 川越修 (1995) 64-69 頁。
- 41) Hauptstaatsarchiv Stuttgart, E146 Bü10034, Bü10077.
- 42) 服部 (2021) 13-15 頁参照。

参考文献

未刊行史料

Hauptstaatsarchiv Stuttgart

E146 Bü.10034, Bü.10077

Institut für Geschichte der Medizin der Robert Bosch Stiftung

Varia 7, 370, 371, 372, 373, 374.

逐次刊行物

Deutsches Reichsgesetzblatt, 1900.

Homöopathische Monatsblätter, 1889, 1890.

Leipziger populäre Zeitschrift für Homöopathie, 1894, 1895.

文献

Dessauer, Lothar (1916) *Die Industrialisierung von Groß-Stuttgart*, Tübingen.

Faltin, Thomas (2002) *Homöopathie in der Klinik. Die Geschichte der Homöopathie am Stuttgarter Robert-Bosch-Krankenhaus von 1940-1973*, Stuttgart.

Frevert, Ute (1984) *Krankheit als politisches Problem 1770-1880*, Göttingen.

Haehl, Erich (1929) *Geschichte des Deutschen Zentralvereins Homöopathischer Ärzte*, Leipzig.

Hering, Konstanz (1921) *Homöopathischer Hausarzt*, Stuttgart.

Homöopathischer Verein Stuttgart-Wangen (1962) *Festfeier am 16. Juni 1962: 75 Festschrift*, Stuttgart.

Lutze, Arthur (1892) *Lehrbuch der Homöopathie*, Köthen.

Regin, Cornelia (1995) *Selbsthilfe und Gesundheitspolitik*, Stuttgart 1995.

Sauer, Paul (1988) *Das Werden einer Großstadt: Stuttgart zwischen Reichsgründung und Erstem Weltkrieg. 1871-1914*.

Walther, Daniel (2017) *Medikale Kultur der homöopathischen Laienbewegung (1870 bis 2013)*, Stuttgart.

Wiener, David (1887) *Handbuch der Medizinal-Gesetzgebung des Deutschen Reichs und seiner*

- Einzelstaaten: mit Kommentar für Medizinal-Beamte, Aerzte und Apotheker*, 2. Band, Stuttgart.
Wolff, Eberhard (1989) *Gesundheitsverein und Medikalisierungprozess*, Tübingen.
Württembergisches Statistisches Landesamt (1907), *Das Königreich Württemberg: eine Beschreibung nach Kreisen, Oberämtern und Gemeinden*, Stuttgart.
- 川越修 (1995) 『性に病む社会：ドイツ ある近代の軌跡』山川出版社。
- 服部伸 (1995) 「医師資格の制度と機能」望田幸男編『近代ドイツ＝「資格社会」の制度と機能』名古屋大学出版会。
- 服部伸 (1997) 『ドイツ「素人医師」団』講談社。
- 服部伸 (2005) 「ドイツにおける民間人のホメオパシー治療」『社会科学』74号, 47-72頁。
- 服部伸 (2008) 「世紀転換期ドイツにおける病気治療の多元性：ホメオパシー健康雑誌の記事を中心に」川越修・鈴木晃仁編著『分別される生命：二〇世紀社会の医療戦略』法政大学出版局。
- 服部伸 (2014) 「帝政期ドイツの民間人向けホメオパシー治療マニュアル」, 服部伸編『「マニュアル」の社会史：身体・環境・技術』人文書院。
- 服部伸編 (2021) 『身体と環境をめぐる世界史：生政治からみた「幸せ」になるためのせめぎ合いとその技法』人文書院。
- 馬場わかな (2021) 『近代家族の形成とドイツ社会国家』晃洋書房。
- 平松英人 (2020) 「長い十九世紀におけるドイツ市民社会の歴史的展開：市民層・協会・地方自治」石田勇治・川喜田敦子・平松英人・辻英史編『ドイツ市民社会の史的展開』勉誠出版。
- マクレランド, チャールズ E. (望田幸男監訳) (1993) 『近代ドイツの専門職』晃洋書房。

(第21期第7研究会による成果)